



みんなで『医療費節約』に取り組みましょう!

Part 5



今回のテーマはこれ!! →【整骨院・接骨院の不正受診について】

- 健康保険での受診には捻挫・打撲・挫傷等の条件がありますが、適正な受診や請求ばかりではありません。例えば…

Q1 次の不正請求を何と呼ぶでしょうか?○に当てはまる漢字を答えてください。

Q1 受診部位を変えながら漫然と長期間にわたる請求・・・「〇〇転がし」

A1 部位転がし

1部位を3ヵ月程度の負傷・治癒で繰り返し、毎月3部位程度の施術を行う。しかし、負傷部位が減らないため治療が長期間続く。

負傷部位	施術月						
	N月	N+1月	N+2月	N+3月	N+4月	N+5月	N+6月
腰部捻挫	→				→		→
頸部捻挫	→				→		→
右手関節捻挫	→		→				→
右足関節捻挫		→	→				
左手関節捻挫			→	→			
左足関節捻挫				→	→		
	3部位	3部位	3部位	3部位	3部位	3部位	3部位

Q2 本来の施術回数より多く請求、または負傷部位を増やしての請求・・・「〇増し」

A2 水増し

Q3 受診していない家族分までの請求や、治療終了後でも請求・・・「〇〇請求」

A3 架空請求

特に、部位転がしではケガの治療よりもマッサージ的な施術であり健康保険は使えません。(自費で全額自己負担し受診することは可能)

●健保組合の取り組み

これまでの請求内容審査や受診者への照会等に加えて

平成28年度から整骨院に特化した「医療費通知事業」を始めました!

通知時期: 平成29年9月末 対象者: 年間5万円以上の高額受診者 人数: 56名

医療費通知とあわせて啓発パンフレットを同封し、発送前後の5ヵ月を比較すると下記の効果がありました。

受診件数

請求金額(単位:円)

	対象者	非対象者	全体
発送前合計	162	2,502	2,664
発送後合計	133	1,939	2,072
【効果】	-29	-563	-592
削減率	-17.90%	-22.50%	-22.22%

	対象者	非対象者	全体
発送前合計	1,086,879	8,502,208	9,589,087
発送後合計	821,794	6,521,204	7,342,998
【効果】	-265,085	-1,981,004	-2,246,089
削減率	-24.39%	-23.30%	-23.42%

発送前 平成29年5月～29年9月

発送後 平成29年10月～30年2月

整骨院・接骨院には正しく受診しましょう!